

パブリック・コメント 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施要項に基づき、パブリック・コメントを実施した。

案 件 名 : 兵庫県保健医療計画（答申案）
 意見募集期間 : 平成25年1月29日（火）～平成25年2月18日（月）
 意見等の提出件数 : 33件（13人）

項目等		意見等の概要	件数	県の考え方
第1部 総論	基準病床数(療養・一般)	先般の見直しで西播磨の基準病床数が減少となったが、地方における病床がこれ以上減少してしまわないようにお願いしたい。	1	<p>〔今後の検討課題〕</p> <p>基準病床数は、算定式が医療法で定められており、その算定式に則って算定しております。</p> <p>圏域毎の病床数の増減は、人口や介護施設入所者数などを使用する数値に変動によりますが、本県の基準病床数については、平成23年4月に設置しており、医療法に定める5年の見直し期限が到来していないことから、今回の改定は、基準病床数を据え置き、平成28年4月までの間に見直すことにしております。また、地域の実情に応じて、病床が設定できるよう国に対して提案していきます。</p> <p>なお、基準病床数見直しに伴い、病床過剰となる圏域については、行政が計画的に既存病床数を基準病床数まで削減するものではありません。</p>
第2部 各論	医師	必要な医師を確保するとともに適正な配置が行われるよう、将来を見据えて対策をお願いしたい。	1	<p>〔その他〕</p> <p>医師確保対策については、県内へき地等の公立医療機関に勤務する医師を確保するため、自治医大、兵庫医大、神戸大、岡山大及び鳥取大において医師を養成し、卒業後に県内のへき地等の医療機関に派遣しています。</p> <p>今後は、神戸大学医学部の定員増を活用してへき地勤務医師の養成数を増やすとともに、大学や関係団体と連携した全県の医療人材養成及び派遣の拠点として、「地域医療活性化センター（仮称）」の整備を行っています。</p> <p>また、大学における特別講座を設置し、医師不足地域に活動拠点を置き、診療等に従事する「地域医療支援医師確保特別事業」を実施しています。</p> <p>これらの取組を通じて、必要な医師確保に努めていきます。</p>

項目等		意見等の概要	件数	県の考え方
第2部 各論	保健医療情報システム	病院がどのような診療を行っているのかといった情報提供をお願いしたい。	2	〔ご意見をふまえ修正〕 医療法に基づく医療機関に関する医療機関情報の公表制度に基づき、医療機能情報システムを整備し、県民に分かりやすい形で公表するよう努めています。(66、72頁) なお、同システムのホームページアドレスにつきましては、ご意見をふまえ追記しました。(66頁)
	患者の自己決定権の尊重	患者やその家族が病気について十分把握し、最適な治療法を選択できるよう、医師をはじめ医療従事者の患者等に対する適切な説明の実施を図っていただきたい。	1	〔既に盛り込み済〕 患者の自己決定権を尊重するため、インフォームド・コンセントを全ての病院での実施を数値目標として設定し、取り組みを進めることとしています。(73頁)
	救急医療	近年、救急車の不要不急な利用が問題となっている。真に必要な時に救急対応ができないという事態をなくすため、有料化や民間活用を検討できないか。	1	〔今後の検討課題〕 総務省消防庁の「救急需要対策に関する検討会」報告書では、増大する救急需要への対応策として、119番受信時における緊急度・重症度の選別、軽症利用者への対策、病院救急車の活用などが示されていますが、救急サービスの有料化については国民的な議論が必要であるとされており、今後の検討課題であると考えています。
	周産期医療	地域においては、分娩施設も限られ、また遠方である。安心して出産し、育てられる周産期医療体制の構築を図ってほしい。	1	〔その他〕 地域における周産期医療体制の構築のため、周産期母子医療センターや、協力病院の整備を進めるほか、産科医不足に対応するため、後期研修医の県立病院への採用や、女性医師再就業支援センターにより産科医の確保や、院内助産所等の設置を推進することとしています。
	へき地医療	地域医療が切り捨てられないための方策について記載をお願いしたい。	1	〔既に盛り込み済〕 医師確保対策については、県内へき地等の公立医療機関に勤務する医師を確保するため、自治医大、兵庫医大、神戸大、岡山大及び鳥取大において医師を養成し、卒業後に県内のへき地等の医療機関に派遣しています。 今後は、神戸大学医学部の定員増を活用してへき地勤務医師の養成数を増やすとともに、大学や関係団体と連携した全県の医療人材養成及び派遣の拠点として、「地域医療活性化センター(仮称)」の整備を行っています。 これらの取組を通じて、必要な医師確保に努めていきます。

項目等		意見等の概要	件数	県の考え方
第2部 各論	へき地医療	地方においても偏りなく医療が受けられるようにしてほしい。	1	〔その他〕 へき地等勤務医師の確保方策を進めているほか、ドクターヘリの導入による広域的な救急搬送体制の構築など、救急医療の充実を図るなど、地域医療確保に努めています。
	がん対策	肝炎対策協議会を公開されるよう、推進方策として記載してほしい。	3	〔今後の検討課題〕 肝炎対策協議会では、個別医療機関の診療情報を取り扱っているため、非公開としてきたところですが、今後の進め方については、同協議会各委員と相談していきたいと考えています。
		肝炎ウイルス検診の受診率向上のための目標設定や施策を盛り込み、肝疾患の死亡率の低下をめざしてほしい。	3	〔ご意見をふまえ修正〕 ご意見をふまえ、推進方策の(2)エ(ア)の肝がん対策について、「保健指導を実施して医療機関の受診を促進し、結果の把握にも努める。」と修正したほか、「県は、特に取組の低調な市町に対し、情報提供や実施促進の支援を行う」と追記しました。 (119頁) なお、手法については、より具体的な施策の中で対応させていただきます。
		クリティカルパスについて、医療機関や患者に対する周知徹底をお願いしたい。	1	〔既に盛り込み済〕 がん対策推進協議会において、肝がんのクリティカルパスの周知を行っていきます。また、C型慢性肝炎インターフェロン治療にかかるクリティカルパスについては、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした診療ネットワーク構築の中で周知を図ります。(120頁)
		肝炎対策基本法の基本理念及び同法4条の趣旨を踏まえ、兵庫県独自の肝炎対策計画を策定するよう要望する。	1	〔その他〕 肝がん対策として「がん対策推進計画」において必要な取組は記載しており、これとは別に肝炎に特化した計画を策定することは必要と考えていません。
		医療機関の連携についての記載があるが、連携の現状の課題把握を行い、課題解決に向けた具体的な方向性を記載すべきである。	1	〔既に盛り込み済〕 肝疾患診療連携拠点病院を中心に、専門医療機関等と連携の課題や取組方向について議論を行うこととしています。(122頁)
		肝炎治療費について、兵庫県独自の助成をお願いしたい。	2	〔その他〕 国の動向を注視していきたいと考えています。

項目等		意見等の概要	件数	県の考え方
第2部 各論	精神疾患対策	発達障害者（児）やそれを支える家族に対する支援についても記載をお願いしたい。	1	〔ご意見をふまえ修正〕 ご意見をふまえ、家族支援として、「より身近なところで、保護者への支援を充実するため、発達障害児の子育て経験をもとに相談に応じるペアレントメンターの養成や、家庭療育支援講座を実施する等の取り組みを進める。」と追記しました。（171頁）
	在宅医療 (訪問看護事業所)	自宅でも安心して療養するとともに、希望する者に対して在宅での看取りができるよう、24時間体制でいつでも往診可能な体制づくりを進めてほしい。	1	〔その他〕 新たな計画においては、これまでの4疾病5事業から新たに在宅医療の地域医療連携体制の充実・強化を図ることにしています。 在宅医療について、在宅医療推進協議会の設置・運営、認知症への対応、在宅医療に係る県民への情報提供、訪問看護師の確保・育成について記載しており、これらの取組を通じてご意見のあった体制づくりを進めていきます。
	在宅医療	高齢化が進む中で、在宅での医療や介護を行うにあたって相談できる場所を教えてください。	1	〔既に盛り込み済〕 病院の地域医療連携室の機能強化を進めるとともに、郡市区医師会や歯科医師会、看護協会等関係団体が連携して、患者やその家族に対する情報提供・相談体制の確保をめざしています。（189頁） また主な相談窓口として、関係団体名を記載しています。（345頁）
		「健康づくり審議会対がん戦略部会」の専門委員会として、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会及び患者会等で構成する在宅医療推進協議会を設置してほしい。	1	〔対応困難〕 現在、県医師会が主体となって各種団体、行政の参画のもと、在宅医療推進協議会を設置し、同協議会において、在宅医療を推進していくための体制整備について検討していますが、同協議会を県が事務局となり運営している対がん戦略部会の専門委員会としての位置付けることは困難です。
		在宅医療の数値目標として、「在宅医療地域ネットワークづくりを平成29年度末までに300箇所設置」を追加していただきたい。	1	〔今後の検討課題〕 これまで県においては、がん患者の在宅の看取り率12%以上をめざし、在宅ケアチームづくり（ネットワークづくり）を進めてきましたが、平成20年度に当初の目標を達成していることから、今後は、在宅医療推進協議会を中心として、在宅医療の普及啓発や人材育成という視点から、在宅医療を推進していきます。

項目等		意見等の概要	件数	県の考え方
第2部 各論	在宅医療	高齢者のみ世帯での老老介護が増加する中で、在宅医療・介護には課題がある。介護者に対するこころのケアにも御配慮をお願いしたい。	1	〔その他〕 病院や関係団体の相談支援体制の確立のほか、患者やその家族に対する支援を行うためのNPOの参加促進を図っています。
		在宅医療での医療や介護を行うにあたって、家族や周囲の住民が支え合い、協力していくことについても検討して記載すべき。	1	〔既に盛り込み済〕 保健医療の充実だけでなく、本計画における県民の役割として、家族の介護力を高めるとともに、近隣住民同士の支え合いや地域活動等に積極的に参加するなど、地域社会の一員としての役割を記載しております。 (189、343頁)
		急性期から回復期、維持期や介護療養へ円滑に移行できるよう、病院の地域医療連携室の充実について記載をお願いしたい。	1	〔既に盛り込み済〕 地域医療連携室における機能強化とともに、介護サービスについては地域包括支援センター等関係機関との連携・協力により、入院医療、在宅医療相互の円滑な移行促進について記載しています。(188頁)
		在宅医療推進協議会の検討内容について、「大規模災害時にも対応できる在宅医療の地域ネットワークづくりと支援」と修正(追記)をお願いしたい。	1	〔ご意見をふまえ修正〕 ご意見を踏まえ、「大規模災害時にも対応できる」を追加しました。(188頁)
	難病対策	公費助成の対象となる県独自の特定疾患の追加指定など、支援の拡充をお願いしたい。	1	〔対応困難〕 本県では、国が指定する特定疾患のほか、3疾患について入院医療費の助成を行っています。 現在、厚生労働省において、対象疾患の拡大も含め、難病対策の見直しが進められており、その結果もふまえ、難病患者の療養生活の向上を図るため、各種施策の推進を図っていきます。
		介護保険等の制度の対象とならない疾患についての支援についての項目の記載をお願いしたい。	1	〔既に盛り込み済〕 難病患者の療養生活の支援として、「介護保険等他制度の対象とならない難病患者の療養生活を支援するため、障害福祉サービスの利用の促進」について記載しています。(208頁)
	保健・医療・福祉の連携	慢性疲労症候群に関する専門医や医療機関の充実や県民への周知について記載をお願いしたい。	1	〔対応困難〕 慢性疲労症候群については、現在、厚生労働省において実態を把握し、診療施設への普及等に向けた検証を進めているところであり、現段階では原案のままとします。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第4部 計画の推進	全体でどのような数値目標があるのか、一覧があれば分かりやすいのではないか。	1	〔ご意見をふまえ修正〕 計画全体での目標が分かるよう、巻末に目標一覧を追加しました。(350頁)